

# 1 序章

## 1-1 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」は、平成6年に制定された都市緑地法第4条第1項に規定される「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、市町村が策定することとされています。

「緑の基本計画」は、都市公園の整備、特別緑地保全地区の決定などの都市計画における事業や制度にとどまらず、道路、河川、学校などの公共公益施設の緑化、民有地における緑地の保全や緑化、さらに市民や企業の緑化活動、緑化意識の普及や啓発といったソフト分野の事項も含めた緑に関する総合的な計画です。

### ※【都市緑地法】

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関して、必要な事項を定めることにより、都市公園法その他都市における自然的環境整備のための法律と相まって良好な都市環境の形成を図り、健康かつ文化的な都市生活の確保に寄与することを目的としている。



薬師寺の風景



奈良公園と鹿

## 1-2 計画策定の背景と目的

本市における緑は、古都奈良の長い歴史の中で育まれてきたものであり、今日に至っても、歴史的建造物群と自然の山や森とが一体となった世界遺産として日本を代表する古都の風景をかたちづくる、きわめて重要な環境要素となっています。今後は、この緑の歴史的価値を再確認するとともに、多様な緑の機能の活用という視点から、新たな時代に向けた緑の保全・創出の方向を示すことが必要となっています。

本計画は、古都奈良にふさわしい歴史的環境や快適な市民生活をささえるのにふさわしい緑について目標を定め、その実現を図るための方策を示すマスタープランを策定することを目的としています。

### 1-3 計画の位置づけ

本計画は、奈良市のまちづくりの目標を明らかにし、これを達成するための基本方針を示した「奈良市総合計画」および都市計画に関する基本的な方針を定めた「奈良市都市計画マスタープラン」を上位計画とし、奈良県の「広域緑地計画」および「奈良市景観計画」、「奈良市環境基本計画」等の分野別計画との整合を図りながら策定する、緑に関する総合計画として位置づけられます。

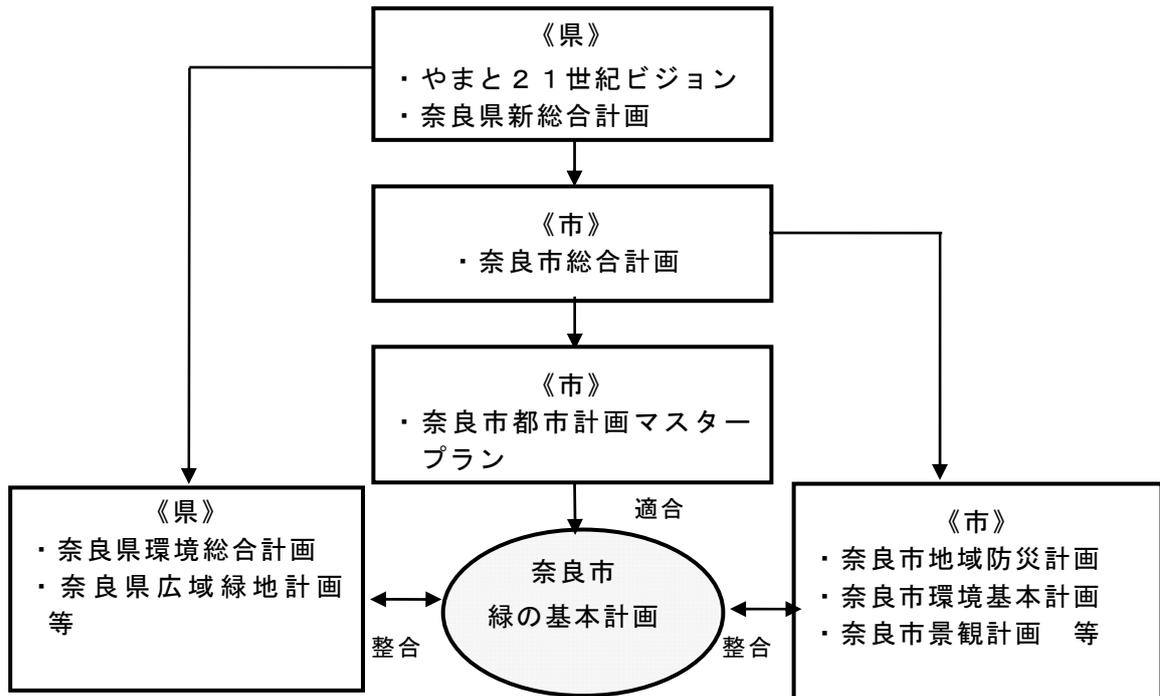
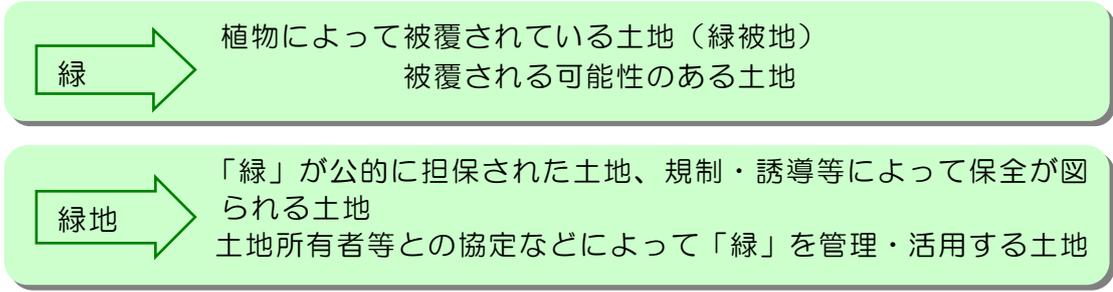


図 1 計画の位置づけ

### 1-4 緑の定義

本計画で扱う「緑」は、花や樹木・樹林など植物そのものだけでなく、植物によって被覆されている土地（緑被地）、あるいは被覆される可能性のある土地を含めて定義します。したがって、社寺境内地や田畑、学校の運動場、市民グラウンド、水辺地等を含みます。

「緑地」は、「緑」のうち、土地が公的に担保されていたり、規制・誘導等によって保全が図られている土地を指します。都市公園や生産緑地、河川区域などが該当します。また、土地所有者等との協定などによって緑を管理したり、活用したりする場合も、「緑地」として位置づけます。



なお、緑地のうち、公共が買い取るなど緑としての担保性の高い土地を「施設緑地」、規制・誘導、協定等により緑としての保全・活用が図られている土地を「地域制緑地」としています（以下参照）。

緑の分類

